

令和元年度 JBA 健康寿命延伸産業創出事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）

第 1 回委員会議事録

作成者：事務局 中村 富夫

実施日	令和元年 10 月 28 日（月） 13：30～15：45			
実施場所	一般社団法人 日本寝具寝装品協会 会議室			
出席者 計 10 名	常任委員：7 名、オブザーバ:1 名、事務局 2 名（敬称略）			
	出欠	委員分野	氏名	
	○	常任委員	野村 史郎	ダイトウボウ(株)ヘルスケア事業部長
	○	常任委員	浅田 和重	帝人フロンティア(株)短繊維素材第 1 部部长
	○	常任委員	西分平和	西川(株)取締役 常務執行役員
	○	常任委員	田中 章久	ブリヂストン化成(株)ウェルネス本部長
	○	常任委員	志村 洋二	西川(株)研究開発室課長
	○	常任委員	坂井 史治	一財)ポーケン品質評価機構課長
	○	常任委員	奥谷 孝良	一社)日本寝具寝装品協会 専務理事
	○	オブザーバ	金谷 範之	(株)繊維情報システムセンター 代表
○	事務局	池田 努	一社)日本寝具寝装品協会 事務局長	
○	事務局	中村 富夫	一社)日本寝具寝装品協会	
検討項目	① 経産省が進める「ヘルスケアサービス」と「ヘルスケアサービスの業界自主ガイドラインの策定」に関して（概要説明） ② JBA が推進する「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業」（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）の事業計画案について（概要説明） ③ 事前調査の内容・進め方の検討 ④ ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に関する進め方の検討 ⑤ ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に招聘する専門家の検討 ⑥ 今後の委員会開催スケジュールの検討 ⑦ 次回委員会までに調査・検討することについて			
配布資料	・資料 1-1：経産省が進める「ヘルスケアサービス」と「健康寿命延伸産業創出事業」の概要 ・資料 1-2：「寝具寝装品におけるヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインの策定事業」の概要 ・資料 1-3：事前調査の内容・進め方の検討資料 ・資料 1-4：ヘルスケアサービスの JBA ガイドライン・認証制度の策定作業」の進め方案（検討資料） ・資料 1-5：今後の委員会等開催スケジュールの検討資料			

（会議の内容）

令和元年度 JBA 健康寿命延伸産業創出事業「第 1 回委員会」の開催に先立ち、JBA 奥谷専務理事より以下の開催挨拶がなされた。

- ① 先に配布した「経産省：ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（H31/4/12 版）」にあるように、生涯現役社会の構築には健康の保持・増進、介護予防を通じた健康寿命の延伸が重要課題であり、そのためには「ヘルスケアサービスの創出が不可欠」となっている。
- ② これを受け JBA では本年 3 月の理事会、6 月の総会で最重要課題の 1 つとしてヘルスケアに取り組み、新しいビジネスモデルとして創出していくことが確認された。
- ③ 令和元年度 of 取組み内容は後ほど説明するが、限られた時間と費用の中で委員の皆さんと効果的な業界自主ガイドラインの策定事業に取り組みたい。

挨拶のあと引き続きJBA奥谷専務理事より、「資料1-1 補足資料」に基づき「寝具・寝装品業界におけるヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインの策定事業」に取り組むに至った社会的・政治的な背景と、これまでの経緯の概略説明がなされた。

【説明のポイント】

- ① 内閣官房日本経済再生総合事務局が1996年より5年ごとに「未来投資戦略」を打ち出しているが、2016年～2020年のSociety 5.0における基本戦略の1つに「健康寿命延伸」が移動革命の実現、サプライチェーンの次世代化、快適なインフラ・まちづくり等とともにあがっている。
- ② 健康寿命延伸戦略では、健康寿命を延伸し生涯現役社会を実現することが謳われた。これを受けて経産省では、業種ごとに業界横断的な自主的な認証制度、ガイドラインの策定を業界に促し、継続的な品質評価を進めるための「ヘルスケアサービスガイドラインや認証制度のあり方を提示する事を目的とした業界自主基準作りを進める」ことになったわけである。
- ③ JBAとしては「寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインの策定事業」を進めるわけであるが、寝具寝装品に関するヘルスケアサービスの策定は、基本的にはJBAに加盟してもらって一緒になって進めていくことが前提になると考えている。

JBA奥谷専務理事の説明後、議事次第に則って説明・審議・検討が行われた。

審議・検討内容は以下のとおり。

1. 経産省が進める「ヘルスケアサービス」と「ヘルスケアサービスの業界自主ガイドラインの策定」に関して（概要説明）

- 1) 経産省：ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（H31/4/12版）のポイントについて事務局より「資料1-1・1P」を基に、経産省が進める「ヘルスケアサービス」と「ヘルスケアサービスの業界自主ガイドラインの策定」への取組みについて説明を行った。

【説明のポイント】

- ① ヘルスケアサービスとは「健康の保持・増進、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資する商品の生産又は販売、役務」を指す。
 - ② 仲介者（地域包括ケアシステム関係団体や関係事業者、企業、健康経営に取り組む企業等）を介して事業者のヘルスケアサービスが、利用者に届けられる業態（B-B-C）、特にJBAを含むヘルスケアサービス事業者と仲介者の間での流通構造の構築が必要（B-B）。
 - ③ 自主ガイドライン設定はヘルスケアサービスに係わる一定の品質の基準を示すことであり、その策定経緯で透明性、客観性、継続性、が重要。
- 2) （株）シード・プランニング様の「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）公募要領」の骨子について

【説明のポイント】

- ① 上述した「1. 経産省：ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（H31/4/12版）」を受けて、（株）シード・プランニング様が窓口になり、補助金事業の公募を行った。
- ② 「経産省：ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた、業界自主ガイドラインや認証制度の策定、改訂、及びそれに伴う業界自主ガイドラインや認証制度を普及展開する際に必要な費用を支援し、業界ごとや業界横断の自主的な品質評価を促す補助金事業である。

以上の説明に対する質問事項：

Q1：JBA 今回の事業は、日本ホームヘルス機器協会の体調改善認定制度のようなものか？

A1：（奥谷専務理事）一般社団法人日本ホームヘルス機器協会体調改善機器認定制度は厚労省、経産省指導のもとで、健康維持・増進、美容、ボディメイク等に関わる非医療機器全般（薬機法上は雑品）である。これらの中で申請があれば、安全性や機能の妥当性を審査し、一定の水準に達している機器等を体調改善機器として認定し、ハッピーマークを交付している。その審査や手続きはJBAの参考になると思われる。当該団体は業界団体の加盟は不可でありJBAとしては加盟できない。（JBA加盟企業が1社で加盟するのは可能）

2. JBAが推進する「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業」（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）の事業計画案について（概要説明）

続いてJBAが補助金申請し交付決定通知を受けたガイドライン設定事業の内容について「資料1-2」に基づき事務局より説明を行った。

【説明のポイント】

- ① JBAの会員企業が取り扱う寝具寝装品は、人間にとって極めて重要な良質な睡眠を提供・サポートする製品である。そのため会員企業は「健康伸延創出産業」である。
- ② JBA及び会員企業は、どちらかといえばこれまで一般消費者に向かって製品の効能と販促活動を行い情報提供を行ってきた（B-C）が、仲介事業者に向けての情報提供（B-B）は余り行われてこなかった。
- ③ 今回の事業で社会的な要請に基づき、ヘルスケアサービスのガイドライン設定事業に取り組むが、これによりヘルスケア事業領域における新たな事業分野を創出することが出来、副次的に新たな売上げの拡大、ビジネス領域の拡大が図れることも期待される。
- ④ 事業は、事前調査、ヘルスケア・サービスに関するJBAガイドライン・認証制度の策定、策定したJBAガイドライン・認証制度等の普及展開、報告書の作成を行うものである。（詳細は「資料1-2」参照）

以上の説明に対する質問事項：

Q2：2月までの事業期間と予算が限られていることから、製品全てを対象にガイドラインを設け、認証制度を検討するのは難しいのでは？

A2：（奥谷専務理事）時間としてはあと4ヶ月しかなく予算も少ないことから、製品としては掛けふとん、敷、まくら が当面の検討対象製品になるのではないかと考えている。今回の事業ではヘルスケアサービスのガイドライン設定のベースとなる根幹部分を押さえ、来年度以降に継続させる基本路線を最低限策定したいと考えている。

3. 調査の内容・進め方の検討

ヘルスケアサービスの業界自主ガイドラインの策定、認証制度の検討を行うために、策定作業の前段階事業として行う調査の内容について検討を行った。

まず事務局より「資料1-3」を基に事前調査内容案を説明した。

【説明のポイント】

- ① 仲介者（ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）の寝具寝装品に対するヘルスケアサービスのニーズ調査を以下の観点から行う。
 - a. 委員会で選定した仲介者10人（企業・団体）程度への、寝具寝装品に対するヘルスケアサービスに関する、製品機能、機能認証等に関する要望事項のヒアリングを行う。
 - b. 医療機関、福祉センター、介護施設等への寝具寝装品のヘルスケアサービスに関する、製品機能、機能認証等についての要望事項のヒアリングを行う。（委員会で選定した50施設程度へのアンケート調査）
- ② JBA会員企業のヘルスケア・サービスへの意識・取組み・ニーズ調査を以下の内容で行う。
 - a. JBA加盟企業47社・団体（44企業+3団体）を対象に、アンケートによる、各社のヘルスケア・サービスへの意識・取組み・ニーズについて、調査を行う。
 - b. 調査内容は以下の項目について行う。（詳細内容は委員会で検討する。）
 - ・各社が想定する寝具寝装品の健康寿命延伸に係わるヘルスケア事業の内容
 - ・これまでに行った取組み内容について
 - ・各社が今後予定している取組み内容について
 - ・JBAの取組みに対する要望事項
- ③ これまで行った調査の概要報告
事務局より「資料1-3（参考資料）」に基づき、国際福祉機器展、（公財）テクノエイド協会、（一社）日本福祉用具供給協会、（一社）日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）、（PMDA：独任法人）医薬品医療機器総合機構、（一社）日本ホームヘルス機器協会、等へのヒアリング報告を行った。

【委員より出された主な意見・所感】

- ・ 川崎市の介護体制は公共団体の中で最も進んでいる事例の1つ。参考になる点が多い。
→詳細調査の必要性あり。
- ・ 帝人は本体と帝人フロンテア両方にヘルスケアのセクションがある。
- ・ リネンサプライ事業者やヘルスケア機器のレンタル事業者も対象になるのでは？
- ・ 福武書店/（株）ベネッセスタイルケアの状況も把握したい。→詳細調査の必要性あり。
- ・ 何について調査しヒアリングするかが重要。仲介者の参画企業数や会員数、何人ぐらいにサービスを提供しているか、末端の会員数についても知りたい。

4. ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に関する進め方の検討

本委員会で行う「ガイドライン、及びその認証制度の策定作業」について事務局より、「資料1-4」を基に検討方法案を説明した。

【説明のポイント】

- ① 寝具寝装品の製品単位で、睡眠健康機能、清潔・衛生 補完品質機能、メンテナンス、環境、法律、コンプライアンス、業界団体認証ラベル、等の観点からヘルスケアに求められる機能、品質等のJBAガイドラインを検討していく必要がある。
- ② 各機能のデータは各製品事業者が、検査機関、大学、学会、研究機関、病院等での治験や実験、検査データ等を提示して認定委員会で審査し認定することになるが、必ずしも大学等での試験データを必要としないものもある。
- ③ JBAヘルスケア製品のエビデンス（効果効能データ）、品質等は各製品事業者が保証することになる。
- ④ 今後発行する認証ラベルは、ラベル認証委員会で認証される。ラベル認証委員会はJBAヘルスケア自主基準策定主要委員の他に第3者の見識者が就任し、ヘルスケア製品ラベル認定・使用規定に基づき運用する方法をとる予定。

続いて具体例として、志村委員（西川株研究開発室）より西川（株）の「4層特殊立体構造マットレス」の機能と機能を実証する証明・実験・エビデンスとの関連を説明した。

【委員より出された主な意見・所感】

- ・ 時間がないことから検討する製品としては掛けふとん、敷、まくら が当面の検討製品になると思われる。
- ・ 将来運用する予定の認定マークをどのような基準でつけるかが重要になってくる。その中で「コンプライアンス項目」は認証に当たって重要な審査項目になる。
- ・ ヘルスケアは介護だけではない、健常者も対象になる。「ノンレム睡眠ができる」等の機能は誰もが望む機能だ。
- ・ 認証した製品にはマークをつけて明確にすることが重要。
- ・ 体圧分散機能も良いが、それより「本当に眠れるか」が重要。このような機能表示をどうするかを検討したい。

- ・ 薬機法や消費者庁との関連でどこまで機能表示が出来るかの線引きが難しい。“特保（トクホ）” ⇒機能性表示食品の表示を見ると薬機法に抵触するのではと思われる製品表示もある。（⇒表示表記には、グレーゾーンが存在する。）
- ・ 睡眠環境・寝具指導士にもガイドラインを認識してもらうことが必要。

5. ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に招聘する専門家の検討

招聘する予算に限りがあり出来れば各社の専門家が望ましい、本当に今回の策定事業に有効な人を選別したい、等の意見が出されたが、本日の委員会の中では時間がないことから、次回委員会までに各委員で検討することになった。（⇒次回委員会で検討）

6. 今後の委員会開催スケジュールの検討

とりあえず本年内の委員会の開催を以下のように決定した。

- ・ 第2回委員会：11月12日（火）13：30～15：30
- ・ 第3回委員会：11月28日（木）13：30～15：30
- ・ 第4回委員会：12月13日（金）13：30～15：30

7. 次回委員会までに調査・検討することについて

1) 次回（第2回）委員会審議事項

- ① 寝具寝装品に対するヘルスケアサービスの意識、取組調査に関する仲介者選定と意識調査、取組調査のアンケート内容の決定
- ② JBA会員企業へのヘルスケアサービスへの現状調査、並びに今後の取組に対する考え等の調査。
- ③ 認定候補商品（掛けふとん、敷ふとん〈ウレタンマット含む〉、まくら）の睡眠健康機能の会員からの提出方法の検討と各機能に応じた認証委員会（有識者）の候補者抽出。
（各企業から自薦、他薦を問わず）
- ④ 調査事業の委託先企業の選定承認

2) 次回委員会までに各委員で検討すること

- ① ガイドライン・認証制度の策定作業（委員会）に招聘したい専門家
- ② 製品の具体的なヘルスケアガイドライン

次回「第2回委員会」は11月12日（火）13：30～15：30に行うことが確認された。

以 上